

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の名称

潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

熊本県

熊本県上益城郡山都町

3．地域再生計画の区域

熊本県上益城郡山都町の全域

4．地域再生計画の目標

(1) 山都町の現状

山都町は南阿蘇外輪山から九州山地の脊梁までを圏域とした九州のほぼ中央部に位置する県内屈指の面積約 545 k m²を有する町であり、その 72% を山林・原野が、16% を田・畑が占めており、なだらかな高原状を呈している北部と九州山地が連なる南部、これらを通る緑川、五ヶ瀬川の清流が起伏に富んだ独特の渓谷美を形成している。

当町においては、このような自然環境が育む矢部茶や高冷地野菜、ゆず等の数多くの特産品を有する農林業が盛んであり、豊年を願い宝暦年間より続く「八朔祭」や重要文化財に指定されている農業用水「通潤橋」など、伝統ある農山村文化と地域コミュニティを形成してきた。

しかしながら、本町では過疎化、高齢化が急速に進行（S55 年からの 20 年間で、20%の人口減少、高齢化率は 14.6%から 31.9%へ上昇）しており、この傾向がこのまま継続すると平成 27 年には 20,054 人の人口が 20%程度減少し、高齢化率も 40%になるものと考えられている。現に、小中学校や農協の統廃合が実施されており、地域の活力の低下が危惧されている。加えて、地域の核となっている農林業においても、近年では担い手の減少や高齢化による労働力不足に歯止めがかからず、平成 17 年の台風 14 号の被害（道路災害 80 件、河川災害 93 件、農地・農業用施設災害 541 件）の影響もあり、農地、森林の荒廃が懸念されている。

(2) 山都町の課題

こうした山都町の現状を打破するためには、

農山村社会の中で育まれた「自然に感謝し、お互いが支え合い一人ひとり

を大切にする」という特有の精神文化のうえに、農林業・自然環境・文化財等地域資源を活かした「第6次産業（第1次・2次・3次産業の組み合わせ）」を創出し、素晴らしい自然と循環型産業が一体となった「自然と共生する美しいまち」を形成する。

社会が渴望している子育て環境、高齢者に優しい環境を整え、地域の文化や伝統を伝える優れた人材を育て心豊かに暮らせるまちを創出する。

等といった施策を実施することが重要であり、「お互いが支え合い人に優しい生きがいのあるまちづくり」と「自ら考え行動する」という住民自治の精神を具体化した本地域再生計画により、九州の“どまん中”にある誇れる田舎づくりを実現することを目指す。

(3) 本計画により実施する取り組みと目標

5つの基本方針によるまちづくり

町の将来像を実現するため基本理念として5つの柱(風)を掲げ、その柱(風)に基づく基本方針を設定しまちづくりを進める目標とし、産業基盤や道路等の生活基盤を整え、定住可能な雇用の場の確保と就業者の所得向上、UJIターン者の定住促進、地域のコミュニティ、伝統文化の維持を図ることとする。

5つの柱

- 自ら考え行動する自立の風
- むらの自慢を運ぶ風
- 自然と環境にやさしい風
- 生涯現役百彩(百歳)の風
- 過去と未来をつなぐ風

具体的な取り組み

本町では、5つの基本方針に基づくまちづくりを推進するため、以下のとおり具体的な取り組みを実施する。

- () 少子化が進むなか学習環境の充実を図るため、平成14年度、平成16年度に小中学校の統廃合を行い、現在は小学校11校・中学校3校となっている。さらに、平成17年度中に小学校2校を統合し、平成18年度には小学校9校・中学校3校になる見込みで、廃校舎等施設は14校となる。これらの廃校舎及び廃校予定施設の社会資本を民間と連携して地域住民の福祉向上施設・公共的団体施設・農産物加工施設・新製品開発施設・民間社会福祉施設等として順次転用活用し、住民活動の促進と、地域経済の活性化、社会全体で子育てと高齢者を支援する体制の充実を図る。

- ()道整備交付金を活用し、町道・林道の効率的な整備を行うことにより、国道、県道と連携しつつ、上記施設、小中学校、農協等の公共的機関と集落とを20分で結ぶことを構想とした地域交通ネットワーク網の構築を図るとともに、造林、保育、間伐を促進させ、森林の水源涵養機能の維持・向上と健全な森林育成を図る。また、交流施設でのパネル展示、各種イベント等を通じ、森林、林業に対する啓発活動を行い、森林がもつ公益的機能などを周知していく。
- ()広葉樹の植林や河川の清掃活動など住民ボランティア活動を行い、住民一人ひとりの意識の向上と協力し合う心を培い、豊かな自然環境の保全に努める。
- ()全国的に有名な「通潤橋」や、新たな観光資源として定着した「清和文楽邑」、「そよ風パーク」を中心に自然と伝統を生かした観光資源を活用し、春は田植え、秋には稲刈り等の体験イベント等を開催し山村と都市との交流を図る。
- ()既存の公営住宅の建替え及び改修、新規団地建設を進め、定住を促進していくこととする。

【目標1】農産物加工新製品開発施設等の整備による6次産業の展開

- (農林商業の現状維持を目標とする)
- (新規開発加工食品 5品目)

参考値 (2000年農林業センサス)

販売農家数(山都町全体)2,446戸、農業後継者数(販売農家:山都町全体)1,332人、下矢部東部地区の農家数108戸、下矢部東部地区の耕作放棄地面積15,477a

参考値 (成14年商業統計調査)

事業所数316店、年間販売額1,779,691万円

【目標2】福祉向上施設等の整備による、高齢者等の生きがいを持った生活の確立

- (60歳以上の人で1週間のうちほとんど外出しない人の割合5.0%)
- (趣味や生きがいがある人の割合:60~79歳90.0%、80歳以上80.0%)

参考値 65歳以上人口7,009人、一人暮らし老人世帯721世帯(平成17年1月)

・60歳以上の人で1週間のうちほとんど外出しない人の割合11.4% (健康やべ21より)

・趣味や生きがいがある人の割合(健康やべ21より) 60~79歳77.3%、80歳以上51.5%

【目標 3】 公共的機関がある地域と集落とを結ぶ幹線ネットワークの推進
(20分構想範囲の5%拡大)

【目標 4】 町道と連携した林道網の整備による間伐事業の促進
(間伐等森林整備実施面積の10%増 H16年実施面積328ha)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

山都町では、町の総合計画において、「潤い、文楽、そよ風でつづる 山都町」を町の将来像として描いている。「潤い」は豊かさが感じられる経済・産業の発展を、「文楽」は文化や伝統を守り継承する集落単位の地域社会形成の重要性や過去から未来へ継続されるべき教育を、また「そよ風」には爽やかな高原のイメージと共に自然環境をはじめ、生活環境の豊かさ、人にやさしい保健医療福祉を表している。

この基本構想の具現化に向け、下記項目に沿った事業を展開し、目標達成を目指す。

コミュニティ活動の支援や地域の個性を活かした地域づくりの推進をはじめ、住民自治・住民参画社会のまちづくりを進める。

農林業の基礎的条件整備をはじめ、自然と産業が一体となったまちづくりを進める。

環境保全と循環型社会の推進をはじめ、自然と共生する美しいまちづくりを進める。

健康増進のための施策の推進をはじめ、人にやさしい生きがいのあるまちづくりを進める。

文化の香り高いまちづくりの推進をはじめ、人と文化と伝統をはぐくむまちづくりを進める。

支援措置による事業としては、小中学校の統合により廃校となった校舎等学校施設の転用(平成14年度から逐次実施している小中学校の統廃合(小学校11校、中学校3校の現状が、平成18年度にはそれぞれ9校、3校となる見込み))により、廃校となった校舎等学校施設(最終的には14施設となる見込み)を可能とした上で、民間事業者と連携し、コミュニティ施設、農林水産加工施設、交流施設、健康増進施設、文化施設として整備し、順次活用する。

また、山都町は、山間部で急傾斜地が多く面積も広いため県道の整備率が56%(平成16年4月1日現在)、さらに、国道・県道に連結する町道の整備も遅れている。本計画で整備する路線は、生活道路、農道、林道、観光ルート、

災害時の迂回路などの役割を担っている路線であり、本町、総合計画の基本計画にも記載されている重要なものである。また、前述の廃校活用施設のアクセスにも資するものとなっており、緊急性・有効性の高い路線を地方道路交付金事業で整備中の路線と合わせ、一体的な整備を推進する。

さらには、「通潤橋」や、「清和文楽邑」、「そよ風パーク」を中心とした自然を生かした観光資源を活用し、山都町三大祭やグリーンツーリズム事業のなかで、農林業に対する啓発活動や都市との交流を図り、地域活性の促進を目指していくこととする。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。
なお、整備箇所は別添の整備箇所を示す図面による。

- ・ 町道白小野鶴越線、峰栃ノ木線：昭和58年3月16日に路線認定
- ・ 浜町下名連石線：昭和25年10月30日に路線認定
- ・ 米生栃原線、仁田尾鶴底線：昭和55年3月31日に路線認定
- ・ 古園加勢群線、大久保米山線：昭和51年6月11日に路線認定
- ・ 林道高須柚木線：緑川地域森林計画に記載

【施設の種類（事業区域）事業主体】

- ・ 林道（山都町）山都町
- ・ 町道（山都町）山都町

【事業期間】

- ・ 林道 平成18年度～19年度
- ・ 町道 平成17年度～21年度

【整備量及び事業費】

- ・ 林道 900m、町道 5,850m
- ・ 総事業費
林道 184,280千円（うち交付金101,354千円）
町道 1,150,000千円（うち交付金575,000千円）

(2) 補助金等交付財産の転用

支援措置の番号及び名称

【番号】A0801

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校舎等の転用の弾力化
事業の概要

今回の支援措置によって、小中学校の統合により廃校となった14の旧小中学校のうち現段階では旧下矢部東部小学校、旧下矢部西部小学校の2施設の転用を可能にし、新たに次表の農林産物等加工施設等に整備することで、社会的、経済的な環境整備をすることは勿論のこと、コミュニティ活動の支援や地域の個性を活かした地域づくりの推進、農林業の基礎的条件整備、健康増進施策の向上並びに文化の香り高いまちづくりの推進計画等を具現化することとなる。

具体的には、高齢化の進行に伴い希薄になりがちな地域のコミュニティ活動の醸成と地域の個性を活かした地域づくりの活性化、健康増進活動による地域づくり、農林産物の生産・加工に加え新商品開発を行うとともに情報発信や販売・都市交流等を行うことによる第6次産業の創出、山林資源の活用と体験交流・山村留学を通しての森林の機能の回復、子どもたちからの人間形成（コミュニケーション形成）に重要な役割を果たしている食材（安心安全の農産物）や調理法（郷土料理）による食育の推進が図られ、農産物加工新製品開発施設を整備することにより新規開発加工食品開発を5品目を目標にし、6次産業の新たな展開と、耕作放棄地並びに農林商工業の後継者を2000年農林業センサスの数値を目標として取組み、あわせて地域住民の福祉向上関連施設の整備によりコミュニティ活動が構築され、高齢者の外出が促進され、趣味や生きがいを持った高齢者の割合が増え、高齢者一人暮らし世帯の地域見守り、生きがいを持った生活が確立することが期待される。

なお、これらの事業を行うに当たり、町では廃校舎等を事業者が無償で貸与し有効活用を図るとともに、施設の転用に係る改修については当該借受事業者が行い、事業者は新たに生じる職員雇用については、当町の地域住民を採用し事業運営にあたることとする。

転用のうえ新たに整備する施設の明細表

| 旧学校名 | 新たに整備する事業施設名 |
|-----------|---|
| 旧下矢部東部小学校 | 給食棟・教室及び特別教室を活用した農林水産物の加工新商品開発及び中山間地域に適する農林水産物の研究開発並びに意見交換体験交流施設の整備及び地域農業者による農林産物加工施設の整備 教室・職員室・倉庫を活用した森林組合による林業普及啓発・体験施設の整備 |
| 旧下矢部西部小学校 | 校舎全体を活用した地域住民による地域交流、介護予防、生涯教育、都市交流事業等の実施施設の整備 給食棟を活用した地域住民による食品加工開発及 |

| | |
|--|---|
| | び郷土料理等を通じた食育教室の実施施設の整備 各教室を活用した世代間交流並びに住民体力向上 施設の整備 |
|--|---|

支援措置の適用要件

- () 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

山都町が本計画を地域再生計画として、内閣総理大臣に認定申請する。

各小学校廃校年月日は次表のとおり

| 学校名 | 廃校年月日 |
|----------|------------------|
| 下矢部東部小学校 | 平成 17 年 3 月 31 日 |
| 下矢部西部小学校 | 平成 17 年 3 月 31 日 |

設置主体 / 山都町

根拠条例 / 山都町立小・中学校設置条例（平成 17 年条例 67 号）

- () 廃校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。（民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業であること。）

これらの事業を展開することにより、豊富な農林産物などの地域資源を活かした地域産業の振興に資することができる。

下矢部東部小学校では、高等専門学校を退官された技術士による加工技術による地域農林産物の食品化に関する研究開発と商品化・販売研究を行い、生産者団体は地域農林家が生産した農林産物を原料としてその加工技術を応用した商品の生産販売を行う。

町としては、事業者に対して、農林産物の食品化・商品化に関する研究開発について地域総合整備財団等の助成事業を活用した支援を図るとともに熊本県の農業普及指導部局とタイアップしての農林産物生産指導並びにアンテナショップ、JA の販路等を活用した販路の開拓等、事業者、地域の生産者団体と連携する。

このことにより、農林家の所得の向上並びに地域の自立支援につながるとともに農産物加工新製品開発施設等の整備による新規開発加工食品を商業ベースに乗せることにより、農林産業や加工、観光など 1 次・2 次・3 次産業が組み合わさった第 6 次産業の創出展開されることによって、農林商業の後継者や耕作放棄農地の現状が維持改善され、交流人口の拡大につながり、町・地域の課題である「地域活力を維持向上させ、過疎か

らの脱却、地域の再生、雇用の確保」につながるものと期待される。

また、廃校舎に森林組合の事務所を統合移転し、経営基盤の強化を図るとともに町農林振興課並びに県林業部局と連携し、地元及び緑川下流域の小中学生を対象に地域材を利用した木工教室や、森林組合職員及び地元林業体験者の指導のもと、下流域住民や学生を対象に林業への関心を高める林業体験学習を実施し、林業経営活動及び林業情報普及啓発活動の拠点とする。さらに、道整備交付金による林道整備とあいまって間伐の促進や特用林産物の生産など山林資源の活用と森林の機能の回復、再生への活路を見出せる。さらには同施設を利用した地域農林産物の食品化に関する研究開発と商品化・販売研究と連携を密にするとともに販路開拓については前述のアンテナショップ等の活用を図る。

参考値 (2000年農林業センサス)

販売農家数(山都町全体)2,446戸、農業後継者数(販売農家:山都町全体)1,332人、下矢部東部地区の農家数108戸、下矢部東部地区の耕作放棄地面積15,477a

参考値 (成14年商業統計調査)

事業所数316店、年間販売額1,779,691万円

下矢部西部小学校では、地域の公民館組織である下矢部西部公民館支館の組織員(地域住民)による校舎全体を活用した世代間体験学習や憩いとふれあいの場などの地域交流、筋力トレーニングなどの介護予防教室、パソコン教室やコーラス教室などの生涯教育、都市農村交流体験事業等の実施を行う。また、給食棟を活用した「ゆず」などの地域産物を活かした食品加工開発及び安心安全な地元食材を使った郷土料理等を通じての食育教室の実施を図る。

これらの活動に対し、町の健康福祉部局、生涯学習部局、農林振興部局が連携協力し、高齢化の進行に伴い希薄になりがちな地域のコミュニティ活動の醸成と地域の個性を活かした地域づくり、健康増進活動による地域づくり、農林産物の生産・加工・販売による地域産業振興の場づくりを行うとともに情報発信を行う。

これにより、活発なコミュニティ活動が構築され、地域住民が生きがいを持った生活確立することが期待される。

福祉向上施設等の整備による、高齢者等の生きがいを持った生活の確立

(60歳以上の人で1週間のうちほとんど外出しない人の割合5.0%)

(趣味や生きがいがある人の割合:60~79歳90.0%、80歳以上80.0%)

参考値 65歳以上人口7,009人、一人暮らし老人世帯721世帯(平成17年1月)

- ・60歳以上の人で1週間のうちほとんど外出しない人の割合 11.4%（健康やべ21より）
- ・趣味や生きがいがある人の割合（健康やべ21より） 60～79歳 77.3%、80歳以上 51.5%

()地域再生の観点から実施される効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

農林業の再生振興、地域の活力の醸成等の支援を町独自で行うには、財政力指数 0.18、経常収支比率 96.2 と逼迫している町の財政状況においては困難な状況であり、民間活力を念頭に置いた既存施設の利活用が不可欠である。また、廃校施設は交通の要である国道や県道に隣接しており、経済活動の拠点としての優位性はもとより、地域の中心に位置することから、顔なじみの地域の人々が寄り合うにも適切で、校庭を利用すれば駐車スペースの確保も容易であり、さらに校舎や給食棟は、施設が広く、整備状況も良く、教室などの間仕切りも事業者による事業を実施するうえで適切な空間を確保でき、使い勝手が良く事業の効果的な実施と広がり確保できる観点から廃校校舎等を有効に活用できる。

()同一地方公共団体における無償の転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

本町は、それぞれの事業者に対して、廃校となった小学校を無償貸与する。なお、その際、関係法令の規定に反しないように実施する。

5 - 3 その他の事業

(1) 支援措置を活用する事業

支援措置の番号及び名称

【番号】C0401

【名称】公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

当該支援措置を受けようとする者

熊本県上益城郡山都町

繰上償還を不要とする地方債の資金区分等

| | | |
|---------|--------------|--------------|
| 借入対象施設名 | 下矢部東部小学校校舎 | 下矢部東部小学校給食設備 |
| 借入資金名 | 簡易生命保険資金 | 簡易生命保険資金 |
| 借入先 | 日本郵政公社（旧郵政省） | 日本郵政公社 |
| 借入金額 | 103,600,000円 | 6,300,000円 |

| | | |
|-------|-------------|------------|
| 借入年月日 | 平成3年5月30日 | 平成3年5月30日 |
| 償還方法等 | 元利均等半年賦 | 元利均等半年賦 |
| 償還期限 | 平成28年3月31日 | 平成18年3月31日 |
| 未償還残高 | 69,551,423円 | 731,825円 |

事業の概要

今回の支援措置によって、小中学校の統合により廃校となった14の旧小中学校のうち現段階では旧下矢部東部小学校、旧下矢部西部小学校の2施設の転用を可能にし(旧下矢部東部小学校の1施設が、地方債未償還額がある。)新たに次表の農林産物等加工施設等に整備することで、社会的、経済的な環境整備をすることは勿論のこと、地域の個性を活かした地域づくりの推進、農林業の基礎的条件整備並びに文化の香り高いまちづくりの推進計画等を具現化することになる。

具体的には、地域の個性を活かした地域づくりの活性化、農林産物の生産・加工に加え新商品開発を行うとともに情報発信や販売・都市交流等を行うことによる第6次産業の創出、山林資源の活用と体験交流・山村留学を通しての森林の機能の回復が図られ、地域の活性化並びに地域再生につながり自立した地域の構築が果たされる。

なお、これらの事業を行うに当たり、町では廃校舎等を事業者は無償で貸与し有効活用を図るとともに、施設の転用に係る改修については当該借受事業者が行い、事業者は新たに生じる職員雇用については、当町の地域住民を採用し事業運営にあたることとする。

転用のうえ新たに整備する施設の明細表

| 旧学校名 | 新たに整備する事業施設名 |
|-----------|---|
| 旧下矢部東部小学校 | 給食棟・教室及び特別教室を活用した農林水産物の加工新商品開発及び中山間地域に適する農林水産物の研究開発並びに意見交換体験交流施設の整備及び地域農業者による農林産物加工施設の整備 教室・職員室・倉庫を活用した森林組合による林業普及啓発・体験施設の整備 |

同一地方公共団体における無償の転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること

本町は、それぞれの事業者に対して、廃校となった小学校を無償貸与する。なお、その際、関係法令の規定に反しないように実施する。

支援措置に係る必要な手続き

貸し手である日本郵政公社に対して「取得財産処分等承認申請書」を提出する。

(2) その他の関連事業

住民自治・住民参画社会のまちづくり事業

住民自ら考え、行動する住民自治の基礎として、旧小学校区を基本とした自治振興区を、平成 18 年度を目標に創設し、自立した地域づくりとコミュニティ活動の活性化の拠点として廃校等を活用する。また、町職員による地域づくり事業への参加と支援により町との連携を密にする。

自然と産業が一体となったまちづくり事業

農家における家族経営協定締結による就農環境の改善や経営開始時における金融支援など受け入れ態勢の整備を図り、農業後継者、Uターン者、農業以外からの新規就農者などの幅広い人材の確保と育成を図る。

また、町内の観光資源である「通潤橋」「清和文楽」「そよ風パーク」などの各拠点施設間のネットワーク化とともに、グリーンツーリズムや「棚田オーナー制度」などを活用した体験学習観光と併せて、都市交流人口の拡大を図る。

自然と共生する美しいまちづくり事業

豊かな自然環境とともにあゆむため、生活排水とし尿を合わせて処理する浄化槽の設置、太陽光発電やバイオマスなど自然エネルギーの活用を推進し、また中山間地域における交通環境の整備及び情報通信体系の整備を積極的に進め、快適な生活環境の実現を図る。また、既存の公営住宅の建替え及び改修、新規団地建設の際には、木材の地産地消を推進する。

人にやさしい生きがいのあるまちづくり事業

高齢者・地域福祉の充実と健康増進のため、ユニバーサルデザインの概念のもと、お互いが支えあういきいきとしたまちづくりを推進する。

人と文化と伝統をはぐくむまちづくり事業

生涯学習の理念のもと公民館組織をより充実し、生きがいをもてる社会教育体系の整備を図り、その活動拠点として廃校舎等施設の活用を図る。

森林整備の推進

林野庁の森林環境保全整備事業等を活用し、作業道の整備を行うとともに、森林の水源涵養機能の維持・向上のため、造林、保育、間伐を促進させ、健全な森林育成を図るとともに、広葉樹の植林ボランティア等の活動を行う。

道路ネットワークの効率的整備

地域産業の発展や都市との交流促進、連携強化を図るため、国土交通省の地方道路整備交付金事業を活用し整備を進める。

6．計画期間

認定の日から平成 27 年 3 月末日まで

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

山都町総合計画は総合計画審議会（委員 14 名）の審議を経て議会の議決により策定されており、本計画についても、総合計画目標達成状況と併せ当審議会において評価を行い、実績に応じ事業の継続、改善等の指導等行う予定である。また、廃校校舎等利活用検討委員会（24 名）においても実績を評価し、事業の継続、改善等の指導等行う予定である。

8．地域再生計画実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし